

表紙

タイトル ロゴ

石 西 礁 湖
自然再生全体構想
行動計画2019-2023

写真

写真

新元号元年〇月
石西礁湖自然再生協議会

背表紙

参考資料5

行動計画冊子イメージ図



はじめに

もくじ

石西礁湖自然再生とは

せきせいしょうこ
石西礁湖は、石垣島と西表島の間に広がる日本で最大規模のサンゴ礁域で、西表石垣国立公園に含まれており、国際的にも重要なサンゴ礁生態系です。また、地元の人々にとっても漁業や観光などの地域経済を支える存在であり、多くの人が活動する場

石西礁湖自然再生とは (全体構想概要版参考)

者により実施計画が立てられ、サンゴ礁の再生を目指した事業が進められていきます。

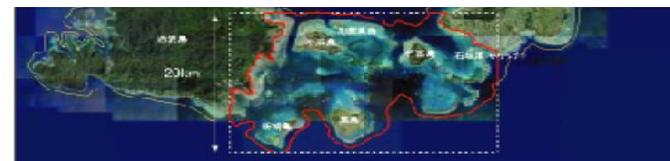
石西礁湖とは

石西礁湖は、石垣島と西表島の間に広がる日本で最大規模のサンゴ礁域で、西表石垣国立公園に含まれています。石西礁湖を含む八重山諸島海域では、363種のサンゴが確認されており、国際的にも重要なサンゴ礁生態系が育まれています。自然再生を進める際には、石垣島と西表島周辺に発達しているサンゴ礁、珊瑚、マングローブ林などの関連する生態系を対象

石西礁湖とは (全体構想概要版参考)

辺海域(①以外の区域)>

石垣島及び西表島周辺海域のうち、概ね50mの等深線に囲まれる範囲を基本とし、西表島や石垣島の周辺に発達した湾や裾礁などを含むように設定(右図の黄色い線で囲まれた区域)。



2.自然再生に関連する活動を行う区域<自然再生対象区域及びその周辺区域>

上記①及び②に囲まれる範囲の陸域。

2019-2023行動計画とは

(「平成19年の全体構想を基に、10年間での石西礁湖の状況の変化や協議会の取組等を踏まえ、5年間の取組を全体構想の追加資料として取りまとめたもの」等記載)

サンゴ礁生態系の恩恵

①恵み豊かな地域共有の海

八重山の海は、多くの生物が育まれ、漁業者にとっては豊かな海の恵みを与えてくれるかけがえのない海です。古くから、アーサ採り、モズク採り、貝拾い等の場所として、一年を通じて地域住民による利用が見られ地域共有の海ともなっています。

さらに、重要な観光資源として地域経済を支え、新たな医薬品や食料開発へも期待されています。



サンゴ礁生態系の恩恵 (全体構想概要版参考)

④生物とのふれあいを学ぶ場

波の穏やかなイノー(礁池)は、スノーケリングにより魚やサンゴなどの生物を観察するのに最適です。生物と身近にふれあえる豊かなサンゴ礁は、環境教育の場としての活用が期待されています。



⑤豊かな文化のみなもと

上布の海晒し(ジョフノウミザラシ)といった伝統技法や、カニの生態を詠ったアンバルスミダガーマユンタをはじめとする民謡、サンガチの浜下り(ハマウリ)など、サンゴ礁と密接に結びついた豊かな文化が今も生きています。また、サンゴ礁は信仰とも深く結びついており、島の人々が生きてきた知恵を学ぶところでもあります。

石西礁湖自然再生協議会

【発足年月日】 2006年2月

【協議会委員】 地元住民、市民団体、漁業や観光関係の団体、研究者、行政機関等計94名・団体(平成18年9月現在)

【活動内容】 2003年1月に「自然再生推進法」が施行され、石西礁湖の自然再生について、環境省、内閣府、沖縄県の呼びかけにより設立されました。

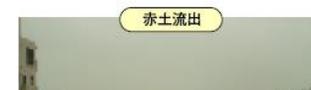
石西礁湖は、我が国を代表するサンゴ礁生態系ですが、赤土流出等の陸域からの環境負荷、高水温等による白化、オニヒトデの大量発生等により、広範囲に影響を受け、1972年の国立公園指定時に比べ、大きく衰退しているのが現状です。このため、優れたサンゴ礁を保全することに加え、陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の自然再生を進めていく必要があると考えています。



本協議会では、これまで5回の協議会を開催し、「石西礁湖自然再生全体構想」をまとめました。今後も、地域の多様な主体の参加による合意形成と自然再生に向けた取組を進め、国際的にも重要な石西礁湖のサンゴ礁生態系を将来にわたって引き継いでいきたいと考えています。

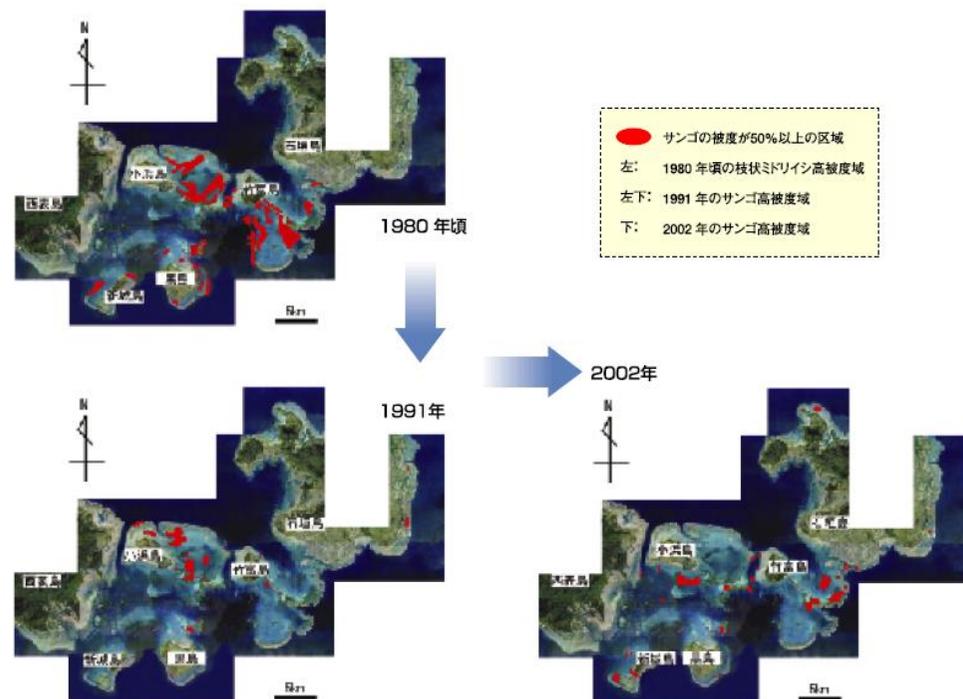
石西礁湖の現状

現在、石西礁湖では、赤土流出、家庭排水や産業排水の流入、化学物質の流出、白化を引き起こす水温上昇、オニヒトデやシロレイシガイダムシ等の食害、船の投錨、過度な漁業、漂着ゴミ(廃油ボール等)等の原因により、**サンゴ礁生態系が衰退**しています。



石西礁湖の現状 (全体構想概要版参考)

下の図の赤い部分は、サンゴの被度(サンゴが海底を覆っている割合)が50%以上の所を示しています。1980年以降、オニヒトデの大発生や白化により、高被度域が減少しています。



石西礁湖における自然再生の原則

石西礁湖における自然再生では、**マングローブ林、藻場、干潟を含むサンゴ礁域の自然再生**を目指します。従って、サンゴ群集の修復だけでなく、サンゴ礁域に関連する生態系についても、必要な取組を進めていくこととします。

そして、サンゴ礁生態系の劣化をもたらしている**環境負荷を積極的に軽減していく**ことはもちろん、自然が持つ回復力を活かし、それを手助けする形で必要な取組を実施していくことを基本とします。

自然再生の原則

自然再生の原則 (全体構想概要版参考)

展開すべき取組

石西礁湖自然再生の目標を達するために展開すべき取組は、大きく6つあります。

- | | |
|---------------|--|
| ① 攪乱要因の除去 | サンゴ礁生態系は、人為的活動やそれに関連する現象によって大きな影響を受けています。オニヒトデ対策、赤土流出防止対策など攪乱要因を除去するための取組を実施します。 |
| ② 良好な環境創成 | 衰退したサンゴ礁生態系を回復するためには、攪乱要因の除去による効果が出るのを待つだけでなく、積極的に良好な環境を創り出していくことも必要です。サンゴ礁・沿岸域の生態系の再生や環境に配慮した海域における構造物の整備を行います。 |
| ③ 持続可能な利用 | 石西礁湖では、漁業、観光業、海上交通等様々な地域活動が営まれています。石西礁湖の保全・再生の主体は地域に住む人々であり、生活や産業の維持・活性化と自然再生の両立を目指す必要があり、適切な利用の推進や、保護区等の指定を検討します。 |
| ④ 意識の向上・広報啓発 | サンゴ礁生態系の保全の関係者は多岐にわたることから、関係者の意識向上、広報啓発を進めていきます。 |
| ⑤ 調査研究・モニタリング | サンゴ礁生態系の状況や変化を把握するため、調査研究やモニタリング、効果的な取組み手法等に関する調査研究を進めていきます。 |
| ⑥ 活動の継続 | 目標を達成するためには、以上のような取組を継続して行う必要があります。そこで、民間による活動の推進・支援や取組に関する広報などを通じ地域の内外の多くの協力者・理解者を得て自然再生を継続的に推進していきます。 |

石西礁湖自然再生の目標

石西礁湖自然再生では、長期目標(達成期間:30年)と短期目標(達成期間:10年)を次のとおり定めることとします。

【長期目標】

【短期目標】

石西礁湖自然再生の目標 (全体構想概要版参考)

長期目標のイメージを描いてみると、下のイメージ図のような感じでしょうか。

短期目標期間の概要

短期目標の取組結果

達成できた点

<達成できた点>

- | | |
|---|---|
| (1) 攪乱要因の除去
1) オニヒトデ等による食害及び病気への対応 | ・関係機関・団体での情報共有および実施 |
| (1) 攪乱要因の除去
2) 赤土等流出防止対策 | ・サトウキビの株出し栽培の推進
・下水道接続率の増加 |
| (2) 良好な環境創成
1) サンゴ礁生態系の再生 | ・再生技術の開発、確立 |
| (4) 意識の向上・広報啓発
1) サンゴ礁生態系に関する一般的な理解の増進 | ・各種イベントの実施
・小学校への環境教育や自然体験学習の実施 |
| (5) 調査研究・モニタリング | ・サンゴ群集の経年的な変動把握
・水質モニタリングおよび栄養塩類の影響の把握 |

例

今後重点的に取組むべき点

<今後重点的に取り組むべき点>

- | | |
|---|--|
| (1) 攪乱要因の除去
2) 赤土等流出防止対策 | ・人手や機械の不足解消
・継続する上での体制づくりや費用の捻出
・農家への周知や地元への呼びかけの継続 |
| (1) 攪乱要因の除去
3) 排水等対策 | ・栄養塩類や化学物質の現状把握と対策 |
| (2) 良好な環境創成
1) サンゴ礁生態系の再生 | ・大規模な白化現象を見据えた活動
・費用対効果を含めた事業の効率化 |
| (4) 意識の向上・広報啓発
1) サンゴ礁生態系に関する一般的な理解の増進 | ・活動継続のために人材・費用・モチベーション不足解消
・評価方法の検討
・普及啓発から行動につながる内容やテーマの設定
・対象に応じた段階的な普及啓発の実施
・各取組の受け皿施設となりうる地域の拠点づくり |
| (5) 調査研究・モニタリング | ・対策につながる調査の実施
・栄養塩類による影響の解析とモニタリングの継続 |

例

平成29年度協議会で取りまとめられた結果を用いる

特に、ここ10年間で顕著になった 石西礁湖の状況の変化

部会時に事前に意見収集

各部会で集め、学術部会等でまとめる

- ・ 大規模白化
- ・ 赤土微細粒子
- ・ マイクロプラスチック
- ・ 観光開発

etc.

『全体構想』の長期目標（2037年）の達成に向けて、私たちは2023年までの5年間、次の3つの分野、15の方針に基づき、取組を実施します

取組期間：5年間（2019-2023）

取組方針

1. サンゴ礁の今を調べる =「知る」

- ①サンゴ礁の実態や変化を知る
- ②サンゴ礁への陸からの影響を知る
- ③サンゴ礁を守る活動の効果を知る
- ④ひとつひとつの活動をつなぐ
- ⑤サンゴ礁を皆で見守る

2. 豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す =「守る」

- ①サンゴ礁の海を汚さない
- ②サンゴが生息できる環境を取り戻す
- ③サンゴ礁への負荷を減らす観光を進める
- ④サンゴ礁の回復を助ける
- ⑤一人ひとりが行動し皆で守る体制をつくる

3. サンゴ礁の恵みや大切さを伝える =「伝える」

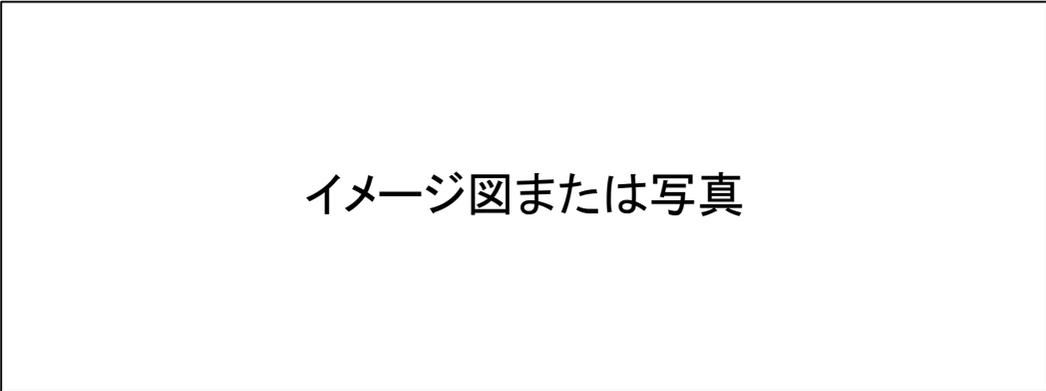
- ①サンゴ礁の恵みを伝える
- ②「サンゴ礁の現状や守る取組」を皆に伝える
- ③未来につなぐため八重山に住む子どもたちに伝える
- ④サンゴを守るための活動の場をつくる
- ⑤サンゴを守る活動を地域づくりへと広げる



行動計画のフォローアップ及び見直し

行動計画2019-2023の取組方針

1. サンゴ礁の今を調べる =「知る」



<考え方>

- ①サンゴ礁の実態や変化を知る
 - ・継続的なモニタリングにより、サンゴ礁やサンゴ群体の“実態”を把握するとともに、変化を把握するモニタリングを行う
 - ・長期的な評価指標を加えるなどモニタリング項目を再検討する
- ②サンゴ礁への陸からの影響を知る
 - ・栄養塩類や赤土がサンゴに与える影響、それらとサンゴ礁の現状との関係性など、陸域からの影響の“実態”をつかむ
- ③サンゴ礁を守る活動の効果を知る
 - ・攪乱要因の除去や環境負荷の軽減等、具体的取組の実施や実施効果の評価につながるようなモニタリングを行う
- ④ひとつひとつの活動をつなぐ
 - ・モニタリング結果を有効活用し、陸域及び海域を通じた総合的な取組対策を促進させる
- ⑤サンゴ礁を皆で見守る
 - ・モニタリングの結果を市民に分かりやすく伝えたり、市民でも参加できるモニタリングを実施したりすることで、サンゴ礁を協議会委員だけでなく多くの市民全体で見守る

部会関係の話

2. 豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す =「守る」

イメージ図または写真

<考え方>

- ①サンゴ礁の海を汚さない
 - ・生活排水対策、赤土流出防止対策だけでなく、観光施設や畜産業による排水、農薬や化学肥料など陸域からの負荷の実態やその影響を洗い出し、対策を実施する
- ②サンゴが生育できる環境を取り戻す
 - ・サンゴ自身の成長により生態系が回復していけるような環境・基盤をつくっていく
- ③サンゴ礁への負荷を減らす観光を進める
 - ・大幅に増加している観光客による負荷（フィンキックや踏み付け、日焼け止めなどの実態を把握し、サンゴ礁への負荷を減らす観光を進める
- ④サンゴ礁の回復を助ける
 - ・2016年の大規模白化による深刻な影響を受けている状況から、積極的な修復事業などによりサンゴ礁の回復を手助けする
- ⑤一人ひとりが行動し皆で守る体制をつくる
 - ・白化等の大規模な攪乱が今後も起こることを前提として、関係者が連携して保全する体制を構築する
 - ・各主体のそれぞれの取組がサンゴ礁保全につながる役割分担の重要性を認識し、積極的に取組を進める

部会関係の話

3. サンゴ礁の恵みや大切さを伝える =「伝える」

イメージ図または写真

<考え方>

- ①サンゴ礁の恵みを伝える
 - ・サンゴ礁は多様な生きものが生活する場であり、私たちに多くの恵みを与えてくれる地域の宝であること、サンゴ礁を守るため一人ひとりにできることがあることを伝える
- ②「サンゴ礁の現状や守る取組」を皆に伝える
 - ・市民や観光客などに、様々なイベントや媒体をとおしてサンゴ礁の現状やサンゴ礁を守る取組などを伝える
- ③未来につなぐため八重山に住む子どもたちに伝える
 - ・八重山の全ての子どもたちがサンゴ学習を受けたり、サンゴ礁を自分の目で見るといった体験の機会をつくることで、サンゴ礁のことをもっと好きになってもらう
- ④サンゴを守るための活動の場をつくる
 - ・サンゴを守るための環境教育や体験活動などを行うための拠点づくりを検討する
 - ・多くの市民や観光客に対して、サンゴを守る活動の機会を提供する
- ⑤サンゴを守る活動を地域づくりへと広げる
 - ・サンゴ礁の保全に関する活動や取組の広がりを通じて、八重山の持続可能な豊かな地域社会づくりにつなげる

部会関係の話



協議会委員の役割分担

石西磯湖自然再生の目標を達成するため、協議会委員は、**情報・意見交換**を密にしながら、それぞれの**取組を主体的に実施していく**が必要です。

周辺地域の住民は、石西磯湖の自然再生への**理解を深めるとともに**、サンゴ礁生態系に対する**攪乱要因の除去等の取組につながるような生活や産業を推進する**ことが期待されます。

現時点での協議会委員の役割分担は以下の表のようになっています。個人、団体・法人、地方公共団体、国の機関それぞれが、互いに連携を取りながら、各種取組を進めていきます。

【協議会委員の役割分担】

取組	個人		団体・法人				地方公共団体			国の機関			
	専門家	一般	漁業関係	観光関係	調査研究・保全関係	コンサルタント関係	沖縄県	石垣市	竹富町	沖縄総合事務局	林野庁	海上保安庁	環境省
(1)攪乱要因の除去	1)オニヒトデ等による食害及び病気への対応	●	●	●	●								●
	2)赤土等流出防止対策	●			●		●	●	●	●	●		
	3)排水等対策	●	●		●		●	●	●	●			
	4)水産資源管理の推進	●		●	●		●	●	●	●			
	5)観光手法の改善	●	●		●		●	●	●	●			
	6)生活スタイルの改善		●		●		●	●	●	●			
	7)漂着ゴミ対策		●		●	●		●	●				
	8)異常気象対策	●											
(2)良好な環境創成	1)サンゴ礁生態系の再生	●	●		●	●	●			●			●
	2)沿岸域の生態系の再生	●	●			●	●				●		
	3)環境に配慮した構造物の設置	●	●				●	●	●				
(3)持続可能な利用	1)適切な利用の推進	●	●	●	●	●	●	●	●			●	
	2)保護区等の指定	●	●	●			●						●
(4)意識の向上・広報啓発	1)サンゴ礁生態系に関する一般的な理解の増進	●	●		●	●	●	●	●	●			●
	2)関連産業、生活等における意識の向上	●	●	●	●	●	●	●				●	●
	3)観光客等の意識向上につながる観光の	●	●		●	●		●	●				●
(5)調査研究・モニタリング	1)サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング	●	●	●		●	●	●		●	●		●
	2)社会学的調査研究	●	●		●					●			
	3)対策手法等に関する調査研究	●	●	●		●	●	●	●				●
(6)活動の継続	1)民間による活動の推進・支援	●	●		●		●						
	2)事業の評価	●	●		●								●
	3)取組に関する広報									●			●

※ 本表に示した役割分担は全体構想策定時のものであり、今後の活動に伴って変更があり得る。

委員の連携および 役割分担

石西礁湖自然再生に向けた取組の流れの詳細

サンゴ礁生態系の保全・再生における課題	主な原因	原因に応じた取組					横断的な取組					
		環境負荷の軽減に向けた取組			海域での取組	回復力の強化に向けた取組	(4)意識の向上・広報啓発	(5)調査研究 モニタリング	(3)持続可能な利用	(4)意識の向上・広報啓発	(5)調査研究・モニタリング	(6)活動の継続
		農用地（農業・畜産）	都市域	その他陸域・沿岸等								
■ サンゴ群集の減少・劣化 ・サンゴ分布域の減少 ・サンゴ被度の低下 ・サンゴの衰退・死亡 ・サンゴが回復しない、回復速度が遅い ・稚サンゴの加入が少ない、成長が進まない	オヒトデの大発生				(1)攪乱要因の除去 1)オヒトデ等による食害及び病気対策 (3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(1)攪乱要因の除去 1)オヒトデ等による食害及び病気対策	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進	1)サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング				
	生態系の回復力の減退	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策 3)排水等対策	(1)攪乱要因の除去 3)排水等対策	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策	(2)良好な環境創成 1)サンゴ礁生態系の改善・修復・再生	(2)良好な環境創成 1)サンゴ礁生態系の改善・修復・再生 (3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進	1)サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3)対策手法等に関する調査研究				
	人間による破壊（開発、改変行為、アンカリング）			(3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進 2)保護区等の設置・管理	(2)良好な環境創成 1)サンゴ礁生態系の改善・修復・再生	(2)良好な環境創成 3)環境の配慮した構造物の改善	3)観光客等の意識向上につながる観光の推進	1)サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 2)社会学的調査研究				

2023年のための評価方法

課題	原因	原因に応じた取組					横断的な取組
		農用地（農業・畜産）	都市域	その他陸域・沿岸等	海域での取組	回復力の強化に向けた取組	
■ サンゴ礁魚類等の減少・劣化 ・サンゴ礁に棲む魚介類等の減少・攪乱 ・漁獲量の減少 ・遊漁資源、観光資源の減少等	外来種の侵入	(3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	(3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	(2)良好な環境創成 2)沿岸域の生態系の再生	1)適切な利用の推進 2)保護区等の設置・管理 (3)持続可能な利用	1)サンゴ礁生態系の改善・修復・再生 (2)良好な環境創成 1)サンゴ礁生態系の改善・修復・再生	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進
	赤土等の流入・堆積	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策 (3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2)関連産業、生活等における意識の向上
	生活排水の流入	(1)攪乱要因の除去 3)排水等対策 (3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(1)攪乱要因の除去 3)排水等対策 (3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(1)攪乱要因の除去 2)赤土等流出防止対策 (3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2)関連産業、生活等における意識の向上
	農業排水の流入	(1)攪乱要因の除去 3)排水等対策 (3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	(3)持続可能な利用 2)保護区等の設置・管理	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 3)対策手法等に関する調査研究

「取組方針」と「展開すべき取組」の関係表

課題	原因	原因に応じた取組					横断的な取組
		農用地（農業・畜産）	都市域	その他陸域・沿岸等	海域での取組	回復力の強化に向けた取組	
(生)の減少、劣化) ・藻場、干潟、マングロープ林等沿岸生態系に棲む生物の減少等	(船舶燃料の流出等) 漂着ゴミ、廃油ボール、不法投棄ゴミの漂着			(1)攪乱要因の除去 6)生活スタイルの改善 (3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	(1)攪乱要因の除去 6)生活スタイルの改善 (3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2)関連産業、生活等における意識の向上	1)サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング
	観光利用者の集中			(3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	(3)持続可能な利用 1)適切な利用の推進	1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2)関連産業、生活等における意識の向上	2)社会学的調査研究
	異常気象等による物産群集等の破壊						
	高水温による白化現象の発生	(1)攪乱要因の除去 7)異常気象対策					1)サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 4)異常気象対策



石西礁湖自然再生協議会 規約

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1) 自然再生全体構想の作成
- 2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- 3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- 4) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - 2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
 - 3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

- 第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1) 辞任
- 2) 死亡、失踪の宣告
- 3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- 4) 解任

(辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長を1名、副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

自然再生協議会 細則

- 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、WEB サイト等で公開する。
- 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てWEB サイト等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

- 第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港技術対策官で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。
 - 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
 - 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

- 第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
- 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
 - 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金等)

- 第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
- 寄付金の使途については、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の承認を得るものとし、詳細は石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則に定めるものとする。

(運営細則)

- 第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

- 第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

- この規約は、平成18年2月27日から施行する。
平成20年10月24日 一部改正
平成27年1月23日 一部改正
平成30年7月7日 一部改正

第1章 部会

(設置)

- 第1条 協議会に次の部会を設置する。
- 海域・陸域対策部会
 - 普及啓発・適正利用部会
 - 学術調査部会

(検討事項)

- 第2条 部会では、次の事項を協議する。
- 海域・陸域対策部会
海域におけるサンゴ礁攪乱要因、陸域及び河川由来の海域攪乱要因への対策を効果的に進めるために必要となる事項とその実施状況等。
 - 普及啓発・適正利用部会
石西礁湖の自然環境について普及啓発及び、自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項とその実施状況等。
 - 学術調査部会
石西礁湖の自然再生状況の整理及び新たなサンゴ礁攪乱要因への対策を進めるために必要となる事項とその実施状況等。

(部会事務局)

- 第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

- 第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。
- 部会の会議の運営
 - 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

- 第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。
- 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
 - 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

- 第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補足

(細則改正)

- 第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

- この附則は、平成19年7月5日から施行する。
平成30年7月7日 一部改正

協議会の体制図

<石西礁湖自然再生協議会>

協議会委員：自然再生事業実施者、地域住民・NPO・専門家等、関係行政機関

<協議事項>

- ①自然再生全体構想の作成、②自然再生事業実施計画の協議
- ③自然再生事業実施に関する連絡調整など

付託 報告

部会

<協議事項>

- 行動計画の議論(30年度)
- 実施状況の共有・意見交換(31年度～)

- 《海域・陸域対策部会》
- 《普及啓発・適正利用部会》
- 《学術調査部会》

検討指示 提案

ワーキンググループ

<協議事項>

- 特定のテーマに関して議論
- 2～3年の設置

情報共有
連携

写真

協議会委員の数
(個人、団体・法人 等の
グループ分けで記載)



石西礁湖自然再生全体構想

平成19年9月

編集 石西礁湖自然再生協議会

発行 石西礁湖自然再生協議会運営事務局

環境省 那覇自然環境事務所

内閣府 沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課

問い合わせ先

環境省那覇自然環境事務所石垣自然保護官事務所

〒907-0011 沖縄県石垣市八島町2-27

電話0980-82-4768 FAX 0980-82-0279

E-mail okironc@coremoc.go.jp ホームページhttp://www.shizensai.com

奥付